

通所介護・東大和市日常支援総合事業 重要事項説明書

1 デイサービス 上水の杜 たての の概要

(1) 事業者（法人）

事業者（法人）の名称	鹿島開発 株式会社
主たる事務所の所在地	東京都小平市小川町 1-390-2
代表者の役職・氏名	代表取締役 本多 重晴

(2) 事業所

事業所名	デイサービス 上水の杜 たての
所在地	東京都東大和市立野 1-28-17
介護保険指定番号	通所介護事業 （東京都 1374601183） 東大和市日常支援総合事業 （ 東大和市 13A4600063）
通常の事業の実施地域	通所介護： 東大和市 全域 小平市の一部 小川町 1 丁目 栄町 小川西町 総合事業： 東大和市 全域

※実施地域以外でご利用を希望される場合ご相談ください。

(3) 営業時間

月～金 8：15～17：00

年末年始(12/29～1/4)・土日・祝日を除く

(4) サービス提供時間

総合事業(基準緩和型)

1 部 9：00～10：30 2 部 12:00～13:30 3 部 14:30～16:00

※サービス提供時間内に、必要に応じた時間数のサービスを行います。

定員 各部 15 名

(5) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	柔道整復師 社会福祉主事任用	兼務 1 名	0 名	1 名
機能訓練指導員	柔道整復師・看護師 あん摩マッサージ指圧師	専従 1 名 兼務 1 名	兼務 0 名	2 名
生活相談員	介護福祉士・介護支援専門員 ・社会福祉主事任用	専従 0 名 兼務 2 名	兼務 0 名	2 名

看護職員	正看護師	専従 0 名	兼務 1 名	1 名
介護職員	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者等	専従 0 名 兼務 1 名	兼務 2 名	3 名

(6) 事業の目的と運営方法

事業の目的	要介護、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅に於いて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所事業）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となる事の予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

2 サービス内容

通所介護計画等に沿って、送迎、機能訓練、日常生活訓練等、その他必要な介護等を行います。

3 利用料金

お支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の 1 割又は 2 割又は 3 割です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護保険負担分 別紙参照

(2) 介護保険外サービスの利用料 別紙参照

(3) キャンセル料金

風邪や発熱等急な病気でのキャンセルでは、当日でもキャンセル料はかかりません。
通院や外出の予定がある場合にはあらかじめ前日の午後 5 時までにご連絡ください。
また、正当な理由なくお休みが続いた場合、キャンセル料を請求することがあります。
キャンセル料金は、1 回の利用料の 1 割分を頂きます。

(4) 料金の支払方法

介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの利用料は、毎月月末締めとし、翌月10日以降順次、当月分の料金を請求いたしますので、月末までにお支払いください。
ただし、居宅介護支援事業者等との調整が必要な場合は請求書の発行が遅れることがあります。

【ご請求方法】

請求書は集金袋によってお渡しいたします。

ご家族のやむを得ない事情などにより、郵送の必要がある場合は、ご相談ください。

ご指定の住所へ郵送いたします。

【お支払い方法】

お支払い方法は、基本現金払いをお願いしていますが、銀行振り込みもご利用いただけます。

ア．現金払い 来所の際に現金を集金袋に入れてご持参ください。

イ．銀行振込 振込料は利用者負担となります。
振込先 青梅信用金庫 東大和支店
 普通 0775613
 名義 上水の杜たての
 鹿島開発株式会社
 代表取締役 本多 重晴

(5) 暫定利用

お客様がまだ要介護認定を受けていない場合

- 1、料金は認定を受けた要支援度または要介護度に応じて精算いたします。
認定後に自己負担分をお支払いください。
- 2、認定が非該当〔自立〕の場合は、要支援1相当の実費（10割分）をご請求いたします。

(6) 介護保険料の未納

お客様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担分について上表と異なる場合、または償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただく場合がございます。

償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(7) 金銭の持ち込み

原則として、当事業所への金銭の持ち込みは禁止しております。また通帳や宝石等の貴重品類のお持込みも、原則禁止とさせていただきます。万が一お持ちになり、紛失等があった場合でも当事業所は一切の責任は負いかねます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。ご質問、ご相談等がございましたら事業所までお気軽にお問合せください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

- ・1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、1ヶ月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することで、サービス提供を終了させていただく場合がございます。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④即時解約

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます。

(3) サービスの利用にあたっての留意事項

- ・風邪、病気等の際は、無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがございます。
- ・他のお客様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方々のご迷惑にならないようお願いいたします。迷惑行為に対する事業所からのお願いや注意に従って頂けない場合はサービスをお断りすることがございます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。別紙「緊急連絡表」に詳細をご記入ください。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所、ほっと支援センター及び東大和市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	白井 茂樹
-------------	-------

8 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	白井 茂樹
--------------	-------

10 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

11 第三者評価の実施状況

現在、実施していません

12 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

(1) 当事業所における相談・苦情などの窓口

デイサービス 上水の杜 たての

管理者 白井 茂樹

受付時間 8:15～17:15

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東大和市役所 福祉部 高齢介護課 介護給付係

TEL 042-563-2111 (内線 1137)

東京都国民健康保険団体連合会

TEL 09-6238-0177

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都東大和市立野 1-28-17
	名 称	デイサービス 上水の杜 たての
	担 当	白井 茂樹

私は、本書面により事業者から通所介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名